

# 「情報銀行」認定制度運営に関する 市場の声と対応

2024年4月12日  
情報銀行推進委員会



# 1. 認定制度運営に関する振り返り

## 2. 認定制度に係る主な課題・市場ニーズ (認定推進の観点より)

# 1.認定制度運営に関する振り返り①

	第1期 (H30・2018/12～)	第2期 (R2・2020/07～)	第3期 (R3・2021/12～)	第4期 (R4・2022/11～)	第5期 (R6・2024/03～)
参考) 認定指針	Ver1.0 (H30)	Ver2.0 (R1)	Ver2.1 (R3)	Ver2.2 (R4)	Ver3.0 (R5)
認定申請ガイドブック	Ver.1.0	Ver.2.0～2.01	Ver.2.1	Ver.2.2	Ver.3.0
認定審査の課題、市場ニーズ等と、それを踏まえたガイドブックの改訂ポイント (認定推進の観点)		<ul style="list-style-type: none"> <li>提供先第三者の選定基準を補足 (例外三類型)</li> <li>複数者が共同で情報銀行事業を行う場合を規定</li> <li>データ倫理審査会に関する事項を補足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いの整理</li> <li>提供先第三者の選定基準の明確化</li> <li>電力データ等IoT機器から取得するデータの取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正個人情報保護法への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いが一部可能に</li> </ul>
認定事業者数	7社 (新規認定7社)	7社 (新規認定0社) ※コロナ特別措置適用開始 (2021.02～)	4社 (新規認定0社) ※コロナ特別措置継続 ※認定返上 3社	3社 (新規認定1社) ※コロナ特別措置継続 ※認定返上 2社	2社 ※コロナ特別措置継続 ※認定返上 1社
普及・促進の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2018年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>認定事業開始説明会 (約200社・400名)</li> <li>P認定の開始</li> </ul> </li> <li>○2019年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>第1弾認定授与式</li> <li>情報銀行ビジネスアイデア募集・表彰 (FM東京)</li> <li>「JAPAN e-Portfolio(大学入学者選抜改革)」運営許可要件採択【文科省】</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2020年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>ウェビナー/メルマガ開始</li> </ul> </li> <li>○2021年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>「情報通信月間」総務大臣表彰受賞</li> <li>「電力データの活用の在り方検討会」対応【エネ庁】</li> <li>データ倫理審査会「運用ガイドライン」、「審査員のための教本」、「事業担当者のための教本」を公開</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2022年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>「PHR サービスガイドライン策定特別委員会」オブザーバー参加【PHR 普及推進協議会】</li> <li>「MyData Japan」特別会員</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2023年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>「スマートシティ・インスティテュート」賛助会員</li> <li>「インターネットガバナンスフォーラム京都」プレゼン【国連】</li> <li>「Privacy by Design Conference」プレゼン【プライバシー・バイ・デザインラボ】</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2024年度               <ul style="list-style-type: none"> <li>健康・医療分野、スマートシティ等を軸にピボット検討</li> </ul> </li> </ul>

## 【立ち上げPhase】

認定制度の立ち上げ～市場浸透

## 【COVID-19パンデミック】

行動制限→送客目的の情報銀行が困難→停滞・撤退・返上

## 【ピボット検討Phase】

準公共・相互連携分野へ

# 1. 認定制度運営に関する振り返り②

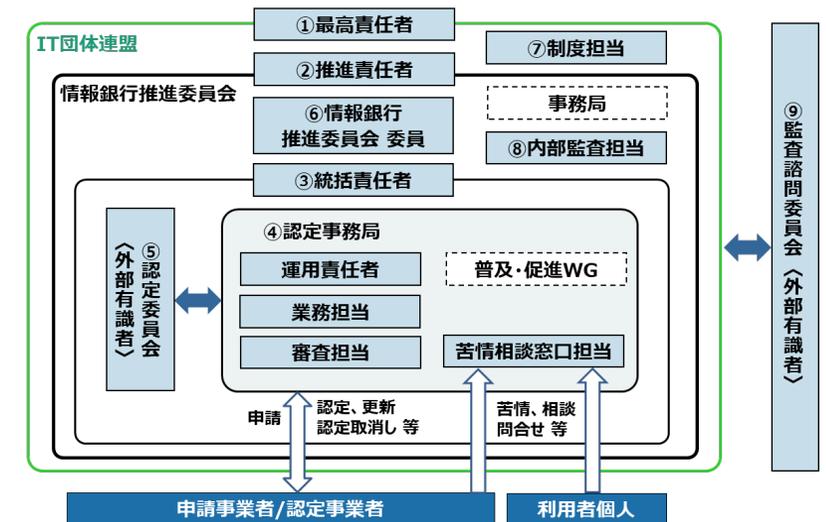
## ■ 情報銀行推進委員会の運営の概要

### 1) 認定に係る基準等の制改訂

- ・認定基準 : 認定申請ガイドブック、別添 **モデル契約約款**  
(認定指針の項目に「審査用提出書類」等を付記したもの)
- ・審査基準 : **認定審査チェックシート**  
(書類審査における「確認方法」を付記したもの)
- ・制改訂手順 : 制度担当が原案を作成し、行政オブザーバー及び認定委員会※1の確認の後、パブリックコメントを経て公開。

### 2) 認定審査・審議の運営体制

1. 審査担当が「認定審査チェックシート」にて**書類審査**を実施
2. 認定委員会※1が 認定会議にて認定基準の**適合性評価**を行う  
(書類審査結果+申請事業者ヒアリング)
3. 情報銀行推進委員会にて **認定付与審議**を行う  
 ➔ **認定付与決定。認定付与契約の締結、認定証・認定マークの公布。**  
(認定有効期間：2年間。認定付与1年後にサーベイランス審査を実施。)  
 ○ 監査諮問委員会※2が **認定事業運営の公平性等の監査諮問**を行う



- ※1. 森委員長、高口委員、長田委員(以上「指針検討会構成員」経験者) 他 計7名。  
(法律、プライバシー、情報セキュリティ、消費者保護、データ倫理、データビジネス、医療等の専門家等)
- ※2. 山本委員長、越塚委員、古谷委員(以上「指針検討会構成員」経験者) 他 計5名。  
(初代委員長は宍戸先生)

# 1.認定制度運営に関する振り返り③

## 3) 普及・促進の取組み

**主な主催セミナーの概要とその反応について** ※IT連盟主催オンラインセミナーを全7回実施。その中より抜粋。

### 1.「情報銀行」とこれからの暮らし ～データ利活用における自治体の役割～ (2021年1月)

- ・狙い：「スマートシティ」文脈や、自治体のデータ利活用の受容性に関する現況・課題認識を把握する為に実施。
- ・概要：認定事業者（フェリカポケットマーケティング）と学識者、自治体職員が登壇し、産学官連携にて自治体データ利活用の意見交換を実施。聴講者は214名（その内自治体関連は30団体）
- ・反応：自治体のデータ利活用に関する期待と、自治体の現況（人的・物的な面でデータ流通にはハードルが存在）の意見が寄せられた。

### 2.データ活用によって創出するメディア事業者の新たなビジネス機会 ～マスメディアにおける未開拓データの可能性～ (2021年4月)

- ・狙い：「情報銀行」事業参入のポテンシャルが読めていなかった「メディア業界」に対して、データ流通の課題認識を確認する為に実施。
- ・概要：情報銀行事業者（マイデータ・インテリジェンス）と提供先事業者が登壇し、メディア業界におけるデータ流通における新たな価値創造について発信。聴講者446名。
- ・反応：聴講者は全7回の内最大であり業界の興味度は高かった。一方、業界のプライバシー保護に関する意識は低くPマークを取得している事業者は皆無でありビジネス参入へのハードルは高いという意見も多かった。

### 3.情報銀行認定事業者が考える、金融業界のデータ利活用と「情報銀行」について (2021年10月)

- ・狙い：「情報銀行」認定のポテンシャルがあると考えられる金融業界に対して、「情報銀行」事業参入や認定取得への後押しを狙い実施。
- ・概要：認定事業者（MILIZE）が登壇し、金融リテール分野におけるデータ利活用と「情報銀行」の可能性について発信。聴講者389名。事後に金融系業界団体へのフォロー活動を行った。
- ・反応：金融業界では既に参入事業者もあり興味度は高かった。「金融サービス仲介業」との連携要望の意見も見受けられた。

- ・ 業界・テーマ別に発信し、「スマートシティ・自治体」「金融」についてはデータ利活用に向けたポテンシャルを感じた。
- ・ 総じて、マネタイズ等のビジネス面の課題認識が多かった。データ流通を通じた価値創出が困難であり事業化に至らない。
- ・ 「情報銀行」認定について、取得の意義が低く社内説得が困難との意見が見受けられた。

# 1. 認定制度運営に関する振り返り

# 2. 認定制度に係る主な課題・市場ニーズ (認定推進の観点より)

## 2.認定制度に係る主な課題・市場ニーズ（認定推進の観点より）

### はじめに

IT連盟情報銀行推進委員会が対峙するのは、①情報銀行事業を検討している、または事業を実施している事業者、②認定申請を検討している事業者 となる。

彼らの関心事は、「自身が計画したルールや体制等が認定基準を満たすことが可能か」である。

よって、次ページ以降における「認定制度に係る主な課題・ニーズ」は、情報銀行事業や情報銀行認定を推進していく上での『事業者目線での課題やニーズ』であることを、前提としてご承知おきいただきたい。

## 2.認定制度に係る主な課題・市場ニーズ（認定推進の観点より）

### ■ 主な課題・市場ニーズ①（「情報銀行」に求める要件/ガバナンス体制）

カテゴリー	課題・市場ニーズ / 対象	対応	認定指針の改訂	効果・成果	残存課題	
「情報銀行」に求める要件	要件に「プライバシーマーク・ISMS認証などの認証」と規定されているため、 <b>金融庁から順守を求められてる安全対策基準では不足している</b> と解釈される。	・金融系申請事業者	・FISC安全対策基準は「～認証など」の“など”に含むものとした ・その後FISCを第三者に追加明記した	改訂【V2.1】	◎：FISC安全対策基準を満たす金融系申請事業者の申請が可能となった	
	<b>複数者が共同で情報銀行を運営</b> するスキームが想定されるが、 <b>現行指針は“単独事業者”を想定しているため認定の対象外</b> となる。	・情報銀行実証事業者等	・各者の役割分担・責任を明確化し、「共同スキーム運営」を可能とした	改訂【V2.0】	△：共同事業体の申請が可能となった	・問合せ相談のみ ・プラットフォーム事業者等一部の機能を提供する事業者の認定制度の要否を検討
ガバナンス体制	<b>データ倫理審査会の役割が分かり難い</b>	・申請問合せ事業者 ・認定事業者	・指針の記載の明確化 ・データ倫理審査会ガイドラインの作成、講習会の開催	改訂【V2.0】	○：一定の共通認識の醸成、情報銀行事業者の評価向上	
	データ倫理審査会の <b>運営コストが軽視できない</b>	・認定事業者	—	—	—	例えば、提供先が増える度に審査会を開催するのは困難

## 2.認定制度に係る主な課題・市場ニーズ（認定推進の観点より）

### ■ 主な課題・市場ニーズ②（提供先第三者に求める要件）

カテゴリー	課題・市場ニーズ / 対象	対応	認定指針の改訂	効果・成果	残存課題	
提供先第三者に求める要件	内閣官房(当時)が推進する「引っ越しワンストップサービス」では、電気・ガス等生活インフラが提供先第三者となるが、その大半はPマークやISMS認証は未取得。	・引っ越しワンストップサービス事業者	・提供先第三者がPマーク/ISMS認証を有していない場合でも“認定基準に準じた扱い”であるとす る、いわゆる「例外三類型」を補足した	改訂【V2.0】	◎：「例外三類型」を満たす提供先第三者への提供が可能となった（のべ8社の認定事業者は、この「例外三類型」を適用して個人情報を提供）	今後の「準公共分野」への適用について再検討が必要 （提供先が自治体や行政サービス運営委託事業者となるケースが想定される）
	「JAPAN e-Portfolio」(JeP。文科省)の運営許可要件に「情報銀行認定の取得」が採択されたが、提供先となる大学の大半はPマークやISMS認証は未取得。	・JeP運営事業者	・「例外三類型」の記載の明確化	改訂【V2.1】	△：市場が停滞したこと等により、追加許容された効果は未知数	
	・販促系情報銀行の提供先となる飲食店や観光地等一般店舗は、PマークやISMS認証の未取得が多い。 ・一般店舗の大半は、情報銀行に送客を期待（生の個人情報が必要ではない）	・認定事業者 ・申請問合せ事業者	・PマークとISMS認証に加えて許容される第三者認証等を追記（電気、放送、金融等業界ガイドラインの遵守等）			

## 2.認定制度に係る主な課題・市場ニーズ（認定推進の観点より）

### ■ 主な課題・市場ニーズ③（取扱うデータ）

カテゴリー	課題・市場ニーズ / 対象	対応	認定指針の改訂	効果・成果	残存課題	
取扱うデータ種 （IoT機器等から取得する情報）	電力使用、テレビ視聴、自動車走行履歴等 <b>複数の構成員が利用する機器から取得する情報の取扱い・同意取得が不安</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力会社等</li> <li>申請問合せ事業者</li> <li>電力業界団体等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯等構成員情報を定義</li> <li>同意取得方法を規定</li> </ul>	改訂【V2.1】	△：明確になったものの申請には至らず	・なし（電力データ管理協会が情報銀行的役割を担うこととなった）
取扱うデータ種 （健康・医療分野の要配慮個人情報）	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮個人情報を扱うので<b>申請しない、取り消す。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請問合せ事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Step1.要配慮個人情報にあたらぬデータ(レベル1)を例示</li> </ul>	改訂【V2.1】	△：市場が停滞したこと等により、レベル1例示の効果は薄い	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱い可能となつた情報が、「マイナポータル」のデータ項目のみ」と誤認されている</li> <li>“医療”という公的要素強い分野になると、「PHR等データの取得に對価が必要」という考え方が受け入れられない可能性があるという意見あり</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>健康ヘルスケア</b>に関する情報銀行サービスを行いたいが認定の対象外になるか（目的は<b>医療用途ではない</b>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請問合せ事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Step2.レベル2の取扱いについて規定</li> </ul>	改訂【V3.0】	<ul style="list-style-type: none"> <li>△：条件付きで健診等情報の取扱いが可能となった。</li> <li>効果は未知数</li> <li>市場ニーズに対して<b>オーバースペックか</b></li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>取扱いが可能なデータ種</b>は？</li> <li>-補聴器や体組成計や血圧計から取得するデータ</li> <li>-生命保険契約の「告知書」</li> <li>-フレイル対策に資する生活習慣データ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康ヘルスケアサービス実施事業者</li> </ul>				

## 2.認定制度に係る主な課題・市場ニーズ（認定推進の観点より）

### ■ 主な課題・市場ニーズ④（その他 具体対応に至っていない課題・市場ニーズ、意見等）

#### 1.認定取得の意義・メリットについて

- ・認定の取得は任意であるため、認定取得の動機に繋がらない。  
（官公庁等の入札資格要件になる等のメリットが欲しい。株主への取得意義の説明が困難等。）
- ・提供先第三者に求める要件\*のクリアと 認定取得メリットを天秤にかけ、認定取得を断念した。  
（\*予約情報の取得等 既存の商流で行われていることが実施困難になる、第三者認証の取得 等。）
- ・「認定事業者」というお墨付きは、限定された分野におけるコンサル業務等 他のビジネスやブランディングには有効。  
（「情報銀行認定」は一般的ではないので、効果が限られる）
- ・副次的効果として、認定審査を通じて、自社のプライバシー保護等の規程の再認識と見直しにつながった。

#### 2.情報銀行ビジネス、情報銀行認定制度の課題

##### ビジネスについて：収益性が読めない

- ・生活者は、パーソナルデータを提供・流通させること及びそのメリットに対してイメージできていない。
- ・提供先第三者の大半は、情報銀行に送客を期待しており、生の個人情報の提供まで求めていない。
- ・提供先が支払う対価に見合う価値を提供することが悩ましい。
- ・セキュリティ等保護対策(≒プラットフォーム)の維持コストが高く **P/Lを圧迫**。

##### 制度の課題について：

- ・①自社のデータを利活用→②提供されたデータを利活用→③信託を受け提供されたデータ利活用(≒情報銀行)の**展開ステップが想定される。今は①から②への移行が始まるフェーズ**であると思われる。
- ・『②』を市場に定着させるためには、先ずは**個人がデータを管理する仕組み(PDS等)が普及**することと、**データ流通によるメリットを共有**できることが肝要。